

# 鳥取県公報

平成 30 年 11 月 13 日 (火) 第9053号

毎週火・金曜日発行

			<b>当</b>	
$\Diamond$	告	示	家畜伝染病の発生 (645) (畜産課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 指定居宅サービス事業の廃止の届出 (646) (西部総合事務所福祉保健局)・・・・・・2	
$\Diamond$	選管告		指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (647) (〃)・・・・・・・・・・・・・・2 選挙管理委員会の招集 (20)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	2
$\Diamond$	調達公	:告	一般競争入札の実施(河川課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	,

# 示

#### 鳥取県告示第645号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨 の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年11月13日

鳥取県知事 平 治

家畜伝染病の種類	家畜の種類	区分	頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	4	東伯郡琴浦町	平成30年11月6日

## 鳥取県告示第646号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅 サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成30年11月13日

鳥取県西部総合事務所長 中 山

事業者の名称又	指定に係る事業所	指定に係る事業所	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
は氏名	の名称	の所在地	() () () () () () () () () () () () () (		
クオール株式会社	クオール薬局皆生	米子市皆生温泉一	平成30年11月	平成30年9月	居宅療養管理指
	温泉店	丁目12-22	1 日	30日	導
II.	クオール薬局境港	境港市上道町1893	11	JI .	"
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	店	-4			

## 鳥取県告示第647号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当 該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告 示する。

平成30年11月13日

鳥取県西部総合事務所長 中 Щ 雄

事業者の名称又	指定に係る事業所	指定に係る事業所	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
は氏名	の名称	の所在地	伸出平月日	<b>発工</b> 平月日	リーしへの種類
クオール株式会社	クオール薬局皆生	米子市皆生温泉一	平成30年11月	平成30年9月	介護予防居宅療
	温泉店	丁目12-22	1 日	30日	養管理指導
"	クオール薬局境港	境港市上道町1893	11	11	II
"	店	- 4			

# 選挙管理委員会告示

## 鳥取県選挙管理委員会告示第20号

平成30年第11回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成30年11月13日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見

- 1 日時 平成30年11月20日 (火) 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
  - (1) 平成29年分政治団体収支報告書の概要について

(2) その他

## 達 公

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定 に基づき、次のとおり公告する。

平成30年11月13日

鳥取県知事 平 井 治

#### 1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

排水ポンプ車(30立方メートル/分級、揚程10メートル)

(2) 調達物品の仕様 入札説明書による。

(3) 納入期限

平成31年3月25日(月)

(4) 納入場所

鳥取市千代水二丁目17 鳥取県鳥取県土整備事務所車両基地

(5) 契約金額

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載し た金額(以下「入札価格」という。)に100分の108を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その 端数を切り捨てるものとする。) を契約金額とする。

なお、入札価格は、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税、自動車税及び自動車取得税を含まない金 額とする。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成27年鳥取県告示第596号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の 資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有す る者であって、その業種区分が車両・船舶及び航空機類の車両に登録されているものであること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に 登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第 5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関 する申請書類を平成30年11月22日(木)正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参 加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

- (3) 平成30年11月13日(火)から同年12月25日(火)(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日) までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付 出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成30年11月13日(火)から同年12月25日(火)(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日) までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て が行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でな いこと。
- (5) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入 日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に示される耐用年数の期間にお いて、保守、点検及び修理その他のアフターサービスを県の求めに応じて速やかに提供できるものであるこ

と。

3 契約担当部局

鳥取県県土整備部河川課

- 4 入札手続等
  - (1) 入札の手続及び仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部河川課水防担当

電話 0857-26-7386

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

平成30年11月13日(火)から同年12月4日(火)までの日にインターネットのホームページ (https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=28143) から入手すること。ただし、これにより難い者 には、次により直接交付する。

## ア 交付期間及び時間

平成30年11月13日(火)から同年12月4日(火)までの日(日曜日及び土曜日及び国民の祝日に関する 法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く。)の午前9時から午後 5時までとする。

## イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平 成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事 業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。) により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札目時

平成30年12月18日(火)から同月25日(火)までの日(休日等を除く。)の午前8時30分から午後6時 までとする。ただし、入札の最終日は正午までとする。また、郵便等による入札書の受領期間は、同月21 日(金)午後5時までとする。

イ 開札日時

平成30年12月25日 (火) 午後1時以降

ウ場所

(1)に同じ。

- 5 入札参加者に要求される事項
  - (1) 入札者は、入札書に記名押印し、及び必要事項を記載し、「入札書」と明記した封筒(以下「封筒」と いう。) に入れ、密封して提出すること。また、封筒には必ず件名及び入札者名を記載すること。
  - (2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成30年12月4日(火) 午後5時までに郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
  - (3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納

付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。 以下「会計規則」という。) 第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって 入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調 達手続特例規則」という。) 第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合におい て、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることが できる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### 7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻 日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入 札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効 とする。

(3) 契約書作成の要否

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成さ れた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

- 8 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :Dewatering Truck (Flow rate 30cubic meters/min, Pump head 10m) Quantity 1
- (2) Time-limit for submission of documents for qualification confirmation: 5:00 PM, 4 December, 2018
- (3) Time-limit for submission of tenders: Noon, 25 December, 2018 Time-limit for submission of tenders by registered mail: 5:00 PM, 21 December, 2018
- (4) Contact Point for the notice: River Management Division, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570, Japan

TEL: 0857-26-7386